

新潟市くらしのレポーター設置要綱

(目的)

第1条 新潟市消費生活条例第26条に基づき、商品等の価格調査等に関する情報の提供、意見及び要望を求めるため、くらしのレポーター（以下「レポーター」という。）を設置する。

(定数)

第2条 レポーターの定数は、30人以内とする。

(任期)

第3条 レポーターの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第4条 市長は、次の各号に該当する市民の中から、適当と認められる者をレポーターとして委嘱する。

(1) 市内に居住する18歳以上の者

(2) この制度の趣旨を理解し、誠意をもって職務を行うことのできる者

(3) 国又は地方公共団体の職員でない者

(4) 消費生活センターで実施する消費生活に関する指導者の養成講座を受けた者

(5) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号、以下同じ。）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団（新潟市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者

(職務)

第5条 レポーターの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 消費生活に関する意見、要望等の的確な把握及び情報の提供をすること

(2) 商品又はサービスの供給により生じた事故、不当な取引行為等に関する情報の提供をすること

(3) 生活関連物資等の価格調査に協力すること

(4) 消費生活に関する講座の講師を行うこと

(5) 市が開催する懇談会、研修会等に出席すること

(6) その他市が必要と認める消費政策施策に協力すること

(謝礼金)

第6条 年額12,000円とし、3月に支払う。

ただし、会計年度の途中でレポーターを委嘱したときは月割計算により支払うものとする。

2 第5条第4号の講座の講師の謝礼金については、相当する額をその都度支払うものとする。

(解嘱)

第7条 市長は、レポーターが次の各号の一つに該当するときは、解嘱することができる。

(1) 第4条（委嘱）の資格を失ったとき

(2) 辞退を申し出たとき

(3) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(4) その他市長が解嘱する必要があると認めたとき

(所管)

第8条

レポーターの事務については、消費生活センターで処理する。

(その他)

第9条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年7月29日から実施する。